ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和８年　**11** 月 **15** 日

文化庁長官　伊藤　学司　様

国指定史跡・玉川上水の現状変更計画に関する

許可判断前の現地調査のお願い

東京都水道局が 2026 年 10 月 30 日に提出した計画変更書について、史跡の保存に及ぼす影響と工事の必要性を検証するため、許可判断に先立ち、文化庁による現地調査を実施していただきたく、お願い申し上げます。

（一社）日本イコモス　文化的景観国内学術委員会主査　石川幹子
（一社）日本イコモス　産業遺産国内学術委員会主査　伊東　孝

住所：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-26-8
神田小川町三丁目ビル 4F　文化財保存計画協会　気付
Tel/Fax　03-3261-5303
Email　jpicomos@japan-icomos.org

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜経緯と主旨＞

■「玉川上水」は、江戸・東京 400 年の歴史・文化資産

東京を代表する優れた土木・文化資産である玉川上水は、1653 年、多摩川の羽村取水堰から四谷大木戸まで 42.74㎞にわたって開削され、今日なお、東京都の水道水の三分の一を提供している現役の用水路です[1)2)3)4)]。2003 年、「文化財保護法」により、開渠部分が「史跡」に指定されました（文部科学省告示第１３７号）[5)]。東京都は「史跡玉川上水整備活用計画（改訂版）」を策定、中流域を対象とし保全・活用を進めておられます[6)]。

■　国指定史跡の現状変更工事の開始（2026 年 6 月初旬）

下流部における保全・整備計画は策定されていませんが、2026 年 6 月初旬、最後に残る 3 カ所の開渠部のうち、「第三号橋～笹塚橋」間で、土留め工事が開始されました。６月下旬、この工事は休止されましたが、2026 年 10 月 30 日計画変更書が提出されました。

■　現状変更等許可の手続きの経緯

国指定史跡の「現状の変更、又はその保存に影響を及ぼす行為」に関しては、文化財保護法第百二十五条により、文化庁長官の許可が必要であり[7)]、東京都は、2025 年 11 月 13 日、申請書（７水東浄技第 457 号）を渋谷区に提出、区はこれを確認し、東京都教育委員会へ進達、東京都教育委員会は文化庁へ進達されました。同年 12 月 19 日付で許可書が作成され（７文庁第４１９７号）、東京都教育委員会へ送られ、東京都は区に、同年１２月２３日付で許可書を送付されました（７教地管第２３５０号）。渋谷区は文化財保護法 184 条の２に基づき東京都に通知文を送付されました（７渋産文収第４６５号）。

■　現状変更の理由と工法

現状変更の申請理由は、「台風等による集中豪雨や水の流れによる自然法面の浸食・洗堀、既設木柵工の木材の腐食が顕著となっており、法面崩壊が生じているため、法面保護工事を施工する」とされ（７水東浄技第 457 号）、工法は史跡全体に「鋼管杭を打ち込みプラスチックボードを取り付け、上下２段の土留を行う」ものです。

■　日本イコモス国内学術委員会が提言を発出（2026 年 9 月 20 日）

玉川上水は、「近世の水利技術を知る上で重要」な史跡であり、素掘り開渠を構成する自然法面が基本的構造となっています。当該区域における法面崩壊は一部であり、近年整備された花壇や植栽地を再生するために土留工事を行い、崩壊していない自然法面を掘削することは再考の必要があることから、日本イコモス国内学術委員会は、9 月 20 日提言を発出いたしました。　https://icomosjapan.org/work4/

住民の皆様からも、工事の再検討に関する請願が提出されていますが、東京都水道局は、「話し合いの余地はない」との御見解です。

以上の経緯を踏まえ、本文は、東京都が提出された「現状変更等許可申請書」（７水東浄技第 457 号）の「現状変更を必要とする理由」に焦点を絞り、問題点を明らかに致しましたので、文化庁におかれましては、「文化財保護法の精神に則り、それが遂行されているか否か」について現地調査を実施していただきたく、お願い申し上げます。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

１．「現状変更を必要とする理由」に関する検証（７水東浄技第 457 号）

①現状変更を必要とする理由（東京都申請書における記載事項）

「台風等による集中豪雨や水の流れによる自然法面の浸食・洗堀、既設木柵工の木材の腐食が顕著となっており、法面崩壊が生じているため、法面保護工事を施工する。」

②対象区域における法面崩壊について

工事の対象区域は、玉川上水・第三号橋～笹塚橋までの 162.3ｍですが、申請書で提出されている写真は「花壇」と「樹木植栽地」で、法面ではなく近年、整備された地区で、本来、史跡には存在しなかったものです。また、**「樹木植栽地」は工事施工区域に含まれておりません（図１,2）。**これに対して明示されていない中央部は、法面が良好に保全されてきた区域であり、現時点で顕著な崩壊はみられません。近隣住民の方、及び日本イコモス国内学術員会（以下、日本イコモスとして略して表示）が撮影した写真を、参考までに掲載いたします（写真１～３）。「法面の顕著な崩壊」は現状変更の理由となっているため、日本イコモスは 2026 年 10 月 30 日、文書にて証左となる写真の提出を東京都に要請しています。しかし、現時点で、全く回答は寄せられていません。文化庁におかれましては、証左となる「法面崩壊の写真」の提供を、東京都に要請していただきたく、お願い申し上げます。なお、現に法面崩壊が生じていることと、将来の崩壊を予防する必要性は、区別して検証されるべき事項と考えます。

＜法面崩壊が顕著に生じていると申請されている工事区域の写真＞



写真１　工事対象区域の法面
顕著な崩壊は確認されていない。
2022 年 2 月 28 日　近隣住民の方　撮影

写真２　顕著な崩壊は確認されていない。2026 年 4 月 3 日
日本イコモス　撮影





写真３　今回の工事により掘削された法面　2026 年 6 月 22 日　日本イコモス撮影

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

２．申請された「工事施工区間」に含まれない地区における「現状変更工事」の検証

①工事施工区間：2025 年 11 月に申請された「工事施工区間」（図１）と、今回（2026 年 10 月）の計画変更区間の図面（図２）です。笹塚橋隣接地は工事施工の対象区域とはなっていません。現地調査にて、ご確認をお願いいたします。

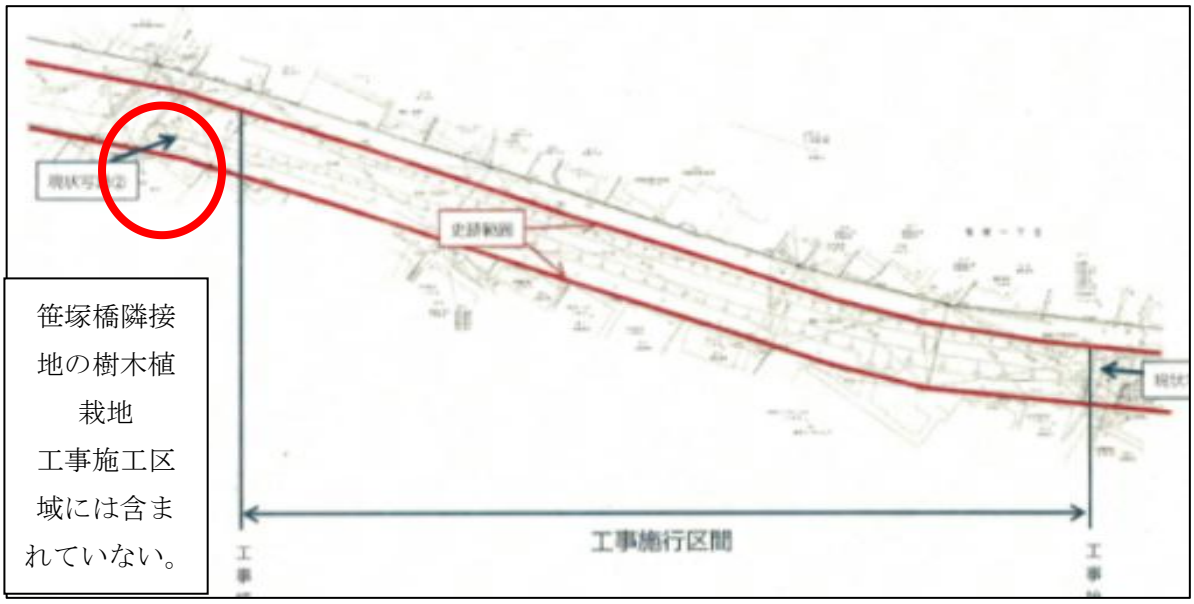


図１　工事施工区域　(2025 年 11 月）

笹塚橋隣接地の樹木植栽地は、施工区間には含まれていない。

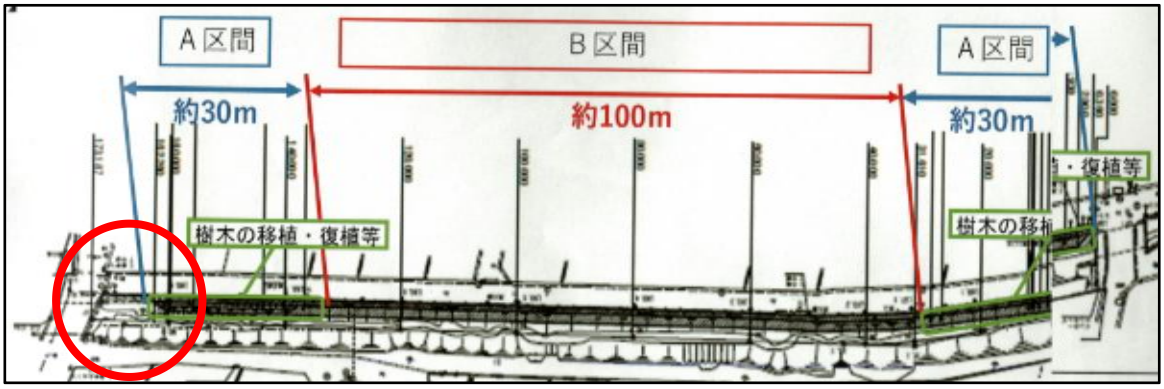


図２　工事施工区域　（2026 年 10 月）

笹塚橋隣接地の樹木植栽地は、施工区間には含まれていない。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

②工事施工区間外での「階段型・土留工事」の施工実態（笹塚橋の袂）

写真４は、工事施工区間以外の笹塚橋の袂での、階段型土留工事の写真です（2026 年 6 月 17 日撮影）。申請書には、法面ではない植栽地に工事をするとは記載されておらず、施工区間にも含まれていません。鋼管が打ち込まれ、上下 2 段の土留工の下段が施工されました。現在、工事は休止されていますが、東京都は 12 月に、既存の計画のまま、実施される予定と伺っております（図３）。



写真４　2 段構造の土留工事（2026 年 6 月 17 日）

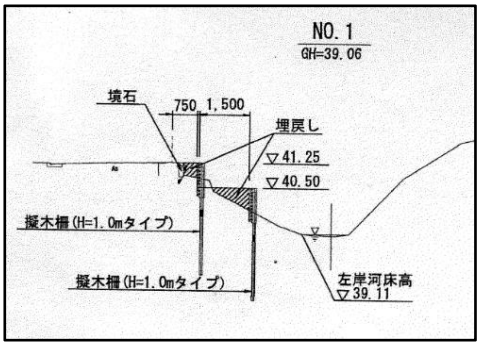


図３　土留工事　断面図

③上下 2 段の構造とする理由（東京都による説明）

当該区域は、法面が既に掘削された場所ですが、上下 2 段にする理由は、植栽されていた 6 本の樹木（移植済み）を戻すためとのことです。

④笹塚橋地区の樹木植栽地

写真５は、1977（昭和 52）年の笹塚橋の袂の写真です。玉川上水の上流方向に向かって撮影されており、左岸側には樹木が存在していないことがわかります。写真６は、2026 年 2 月の写真で梅が満開です。写真７は今回の工事により移植が行われたものです。



写真５　笹塚橋　1977 年　出所８



写真６　笹塚橋　樹木植栽地　2026 年 2 月 28 日

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真７　笹塚橋　樹木移植
2026 年 6 月 17 日

表１　笹塚橋の袂の樹木一覧表

樹種	本数	高さｍ	目通りｃｍ	備考
キンモクセイ	1	2.2	26	武蔵野の自然植生ではない。庭木として取り入れられてきた。
イヌマキ	1	1.6	26	同上
サザンカ	1	2,2	30	同上
サルスベリ	1	2.2	15	同上
トウネズミモチ	1	2.2	15	外来種
ウメ	1	3.0	15	古くから栽培されてきた園芸種

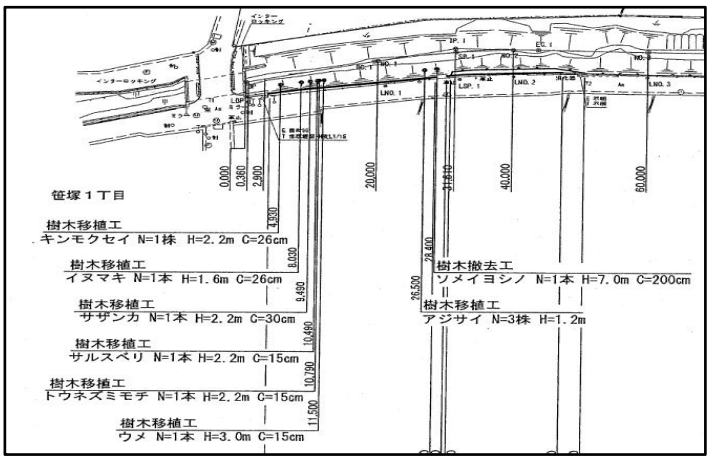


図４　工事施工区域以外の地区における「樹木移植工」（東京都 2025 年 11 月）

⑤今回の現状変更工事で検証すべきこと

以上、当該区域は工事施工区域に含まれておらず、法面も存在していない地区でした。６本の樹木は 1977 年以降に植栽されたもので、本来は、史跡として「素掘り開渠」の復旧を行うべき地区と考えます。要注意外来種（環境省）に含まれているトウネズミモチの再植栽も計画されています（図４）。文化庁におかれましては現地を調査され、本工事が史跡保全の基本的精神に即しているか否かについて、検証をお願い申しあげます。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

３．第三号橋の袂の「花壇」地区の工事について

①工事施工区間の特色

当該区間は、花壇が整備されており、木柵の腐朽が著しいエリアでした（写真 8）。花壇には、カンナやオシロイバナが植えられており、近年、整備されたもので玉川上水には存在しないものでした。

②今回の工事における上下 2 段の土留工事が必要とされる理由（東京都の御説明）

今回の工事において 2 段組の土留工事を行う理由は、東京都によれば、カンナ 11 株と隣接地にあるフヨウ 1 本（園芸種）を、再移植するためとのことです（図５）。

写真９に見られるように、カンナは球根であり、階段で平場をつくらなくとも、すでに生育しています。また、本来、玉川上水には存在していなかったった園芸植物です。



写真８　花壇の木柵撤去前　2026 年 6 月 1 日



写真９　花壇の木柵撤去語　2026 年 10 月 28 日
カンナが、残された球根から既に発芽している。

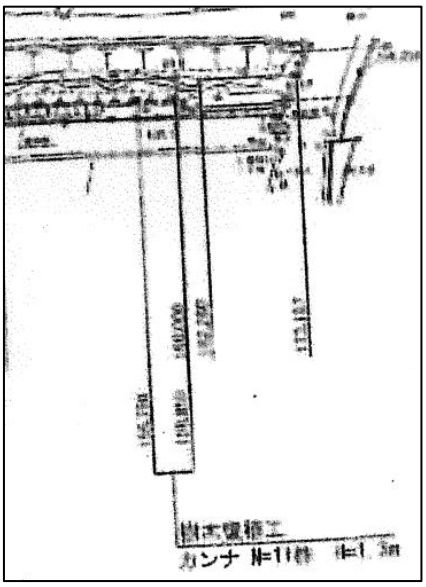


図５　花壇エリアの「復旧工図」
（20 東京都　2025 年 11 月）

③花壇区域において検証すべきこと

文化庁におかれましては、玉川上水の史跡には存在していなかった武蔵野の在来種ではないカンナ（11 株）とフヨウ（1 株）を移植するために、多額の税を投入し、2 段組の構造物を国指定史跡に再構築する「合理的理由」が存在するか否かについて、現地調査に基づき、検証をお願い申し上げます。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

４．申請書に記載された「現状変更による史跡への影響に関する事項」の検証

①擬木柵の採用の効果についての申請内容

「擬木柵の採用により耐久性が向上するため、交換頻度が減少し、史跡への影響を軽減できる。また（略）、隣接区道からの土壌の流出を予防すると共に、景観向上が見込まれる」

②検証が必要な事項

木柵は、花壇地区（３０ｍ）のみに存在していたものです。今回の工事により、新たに 162.3ｍに渡り建設されることとなります。プラスチックボードは劣化が予測され、申請書においても言及されています。たび重なる更新が予想される工法のため、日本イコモスは「工法の選択の経緯」と「素材の耐久性」に関して、東京都に質問をしていますが、御回答は全くありません。

また、区道の安全性については、渋谷区土木部は責任を持って区道の管理を行っており、「区道の補強工事を行う予定はない」との御回答をいただいております（2026 年 11 月 4 日）。

③「玉川上水保存管理計画書」（東京都水道局　平成 19 年 3 月）に準拠すべき事項

「玉川上水保存管理計画書」[9)]は、「史跡玉川上水を適切に保存管理し、後世に継承していくための指針として策定されたものです」（同書　1 頁「目的」）。その中で、保存管理については、次のように記載されています（同書　28 頁　改良「保存整備」）。

「地形改変は最小にとどめることを基本に、史跡や名勝への影響に留意しながら、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に優れた方法を検討し実施する。方法は、あらかじめ目標実現にふさわしい方法として検討されたものから選定する。」

文化庁におかれましては、本件に関し、工法選択の過程で、どのような案の検討が行われたのか、いかなる合理的理由で、劣化により交換が予想される工法と素材が選定されたのか、東京都に対し資料の開示を要請していただきたく、お願い申し上げます。

以上の理由により、2026 年 10 月 30 日に東京都水道局が提出した計画変更書について、文化庁におかれましては、許可判断に先立ち、現地調査を実施し、史跡の保存に及ぼす影響及び工法の必要性について検証していただきたく、お願い申し上げます

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜参考１＞　当該地区の特質――現存する「素掘り開渠」の貴重な歴史文化遺産

国指定史跡・玉川上水の笹塚橋は、1791 年に記された『上水記』[10]にも作場橋と記載されている重要な橋で、隣接地には、江戸の六上水として、地域の発展を支えてきた「三田用水」の取水口があります。

史跡指定に先立ち、東京都教育委員会は、土木学会に委託をし、「玉川上水の歴史的価値を再確認し、玉川上水の復元整備計画策定への基礎的調査」を行い、『玉川上水現況調査報告書』（平成 7 年）を公表し重点的に保存すべき対象を明らかにしています[11]。

①近世あるいは近代施設の特徴を良く残している区間、②分水施設等、③現状を保存すべき区間

玉川上水下流域の「第三号橋～笹塚橋」の区間は、江戸期よりの下草刈りが継続的に行われてきた結果、生活用水・灌漑用水としての「素掘り開渠」が、維持されている極めて重要な**「現状を保存すべき区間」**に該当します。

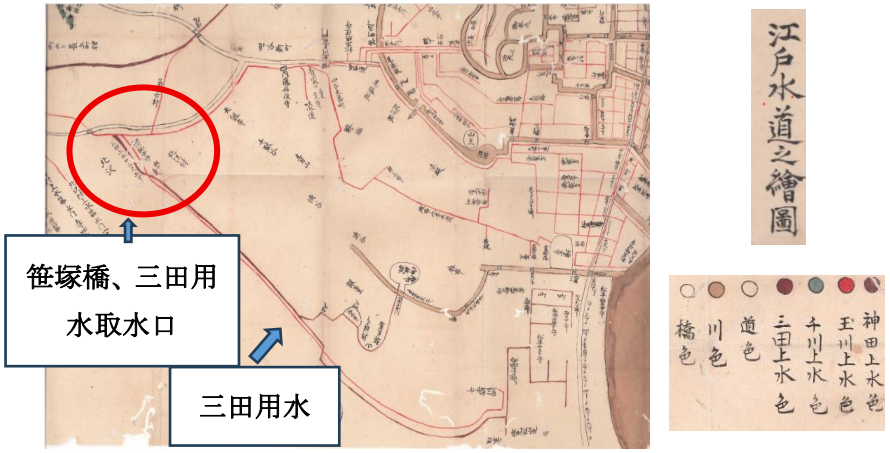


図　江戸水道之絵図（1790 年代）：戸川家所蔵



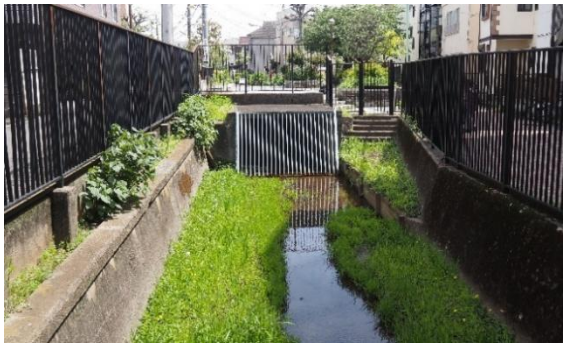


写真　三田用水取水口（1953 年）　　**写真　三田用水取水口（2026 年）**

出所：渋谷区教育委員会（2007）『渋谷の記憶』[12]

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜参考２　自然法面が良好に保全されている区間：生物多様性の宝庫＞

この区間は、中央部に落葉広葉樹林があり、林床には、準絶滅危惧種のニリンソウが生育しています。草地の法面には、ノカンゾウ、ホタルブクロ、チダケサシ等、多様な武蔵野の野草が生育し、生物多様性の宝庫となっています。

・ニリンソウ　*Anemone flaccida*　準絶滅危惧種（NT）[14]に指定されています。





写真　右岸の落葉広葉樹林・林床のニリンソウの群落　2026 年 4 月 10 日

・ホタルブクロ　*Campanula punctata*



写真　ホタルブクロ　2026 年 6 月 7 日

・チダケサシ　*Astilbe microphylla*



写真　チダケサシ　2026 年 6 月 22 日





写真　右岸側のノカンゾウ群落　　写真　工事により失われた左岸側のノカンゾウ
2026 年 6 月 22 日

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜参考３＞

①　土留工事による現状（2026 年 6 月 17 日　撮影）





作成：日本イコモス国内学術委員会

③史跡（歴史・文化）・安全・生物多様性・暮らしを尊重した未来ヴィジョン



作成：日本イコモス国内学術委員会

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
3-26-8, 4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.
Tel: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

参考文献

１）東京市編(1923)、『東京市史稿上水篇第二巻』

２）東京都教育委員会(1986)：『玉川上水文化財調査報告書―その歴史と現況』

３）東京都教育委員会(1995)：『玉川上水現況調査報告書』

４）東京都環境局（2025）：東京都歴史環境保全地域一覧
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/natural_environment/tokyo/tokyo/rekisi_kankyo　最終閲覧　2026 年　11 月 14 日

５）東京都水道局：「国の史跡指定について」
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kouhou/pr/tamagawa/tama02
最終閲覧　2026 年 11 月 14 日

６）東京都水道局(2025)「史跡玉川上水活用計画（改訂版）～江戸の史跡を護り未来へとつなぐ」
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kouhou/pr/tamagawa/2025seibikaitei/
最終閲覧　2026 年　11 月 14 日

７）文化庁　文化財保護法　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/
最終閲覧　2026 年　11 月 14 日

８）北沢四五丁目まちかどの会編集(2022）：『すこし昔の残されていた写真』

９）東京都水道局（2007）：『史跡玉川上水保存管理計画書』

10）東京都水道局（2006）：『上水記』

11）東京都教育委員会(1995)：『玉川上水現況調査報告書』,13 頁. 79～86 頁.

12）渋谷区教育委員会(2007)：『渋谷の記憶』,90 頁.

13）東京都レッドデータブック（本土部）2023 年
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/red_data_book/400100a20230424184941875

14)日本イコモス国内委員会：「江戸・東京 400 年の文化資産である玉川上水の歴史と文化の保全と継承に向けた提言」2026 年 1 月 5 日
https://icomosjapan.org/　　最終閲覧　2026 年　11 月 14 日